

訪問看護は

ご家庭で療養中の方に、医師の指示に基づき、看護師がご家庭に訪問し、ご本人やご家族の意向を伺いながら安心して在宅生活が過ごせる様お手伝いします。

かかりつけ医師（主治医）が訪問看護を必要と認めたすべての方が対象となります。

例えば

- 病気やケガ等により在宅で療養を行っている方
- 退院後自宅療養をご希望されている方
- 健康に不安がある方

など ご利用方法や心配な事等…
介護支援専門員や訪問看護師にご相談下さい。



主なサービス内容



症状の観察

- 血圧、脈拍、体温測定
- 健康状態の観察
- 栄養、食事摂取のケア
- 療養環境の整備



療養上のお世話

- 清潔、排泄のケア
- 食生活に対する援助
- 寝たきり、床ずれ予防
- 日常生活の自立支援
など

医師の指示による 管理・処置

- 医療機器やカテーテル等の管理
- 服薬管理・指導
- かかりつけ医の指示による
処置・検査 など



ご家族の支援

- 症状、介護、日常生活に関する
相談、支援
- 精神的支援
- 介護用品に関する相談
など

リハビリテーション

- 日常生活動作の練習
- 介助方法の助言、練習
- 福祉用具や住宅改修の相談
- 飲み込み、食形態方法の助言
- 意思伝達方法の助言、練習
ことばの練習 など

利用申し込みと訪問までの流れ

申込手順

1. 介護支援専門員（ケアマネジャー）およびかかりつけ医師（主治医）に訪問看護利用のご相談ください。



2. 介護支援専門員（ケアマネジャー）がステーションに連絡、サービス内容や適用する保険など確認します。



3. かかりつけ医師（主治医）から訪問看護指示書を頂きます。



4. 当該訪問看護ステーションとご利用契約締結し、訪問看護開始となります。



ご利用料金

介護保険または医療保険でのご利用となります。

介護保険 原則 1 割負担

※ 所得に応じ 2 割負担

医療保険 1 割～3 割負担